

各 位

会社名株式会社ぐるなび代表者名代表取締役社長 杉原 章郎

(コード番号:2440 東証プライム)

問合せ先 専務執行役員 山田 晃久

(TEL: 03-6744-6463)

監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更及び役員の異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023 年 6 月 21 日開催予定の第 34 回定時株主総会での承認を前提として、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。またこれに伴い、定款の一部変更及び監査等委員会設置会社移行後の役員の異動に関する議案を同株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能の強化、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実と経営の公正性・透明性・効率性の向上を図ることを目的に、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

(2) 移行の時期

2023 年 6 月 21 日開催予定の第 34 回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の目的

上記1. に記載の監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等と、これらに伴う章数及び号数の変更、体裁を整えるための番号表記の変更並びに表記のゆれの訂正を行うものであります。

(2) 変更内容

定款変更の内容は別紙「定款変更案」をご参照ください。

(3) 日程

定款一部変更のための株主総会開催予定日2023 年 6 月 21 日定款一部変更の効力発生日2023 年 6 月 21 日

3. 役員の異動について

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者

氏名	新役職名	現役職名
*************************************	取締役会長	同左
^{すぎはら} り あきお 杉原 章郎	代表取締役社長	同左
つきはら こういち 月原 紘一	社外取締役	同左
^{3,じわら} ひろひさ 藤原 裕久	社外取締役	同左
たけだ かずのり 武田 和徳	社外取締役	同左
おの ゆい 小野 由衣	社外取締役	同左

(2) 監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職名	現役職名
まずき きょし 鈴木 清司	取締役 常勤監査等委員	常勤監査役
みなき たけてる 南木 武輝	社外取締役 監査等委員	社外監査役
e とう ひでひこ 佐藤 英彦	社外取締役 監査等委員	社外取締役
いしだ よしお 石田 義雄	社外取締役 監査等委員	社外監査役

(3) 退任予定監査役

氏名	現役職名
*************************************	社外監査役

(4) 異動予定日

2023年6月21日

以上

(変更箇所は下線で示しております。)

現行定款

第4条(機関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第9条(株主名簿管理人)

(条文省略)

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により定める。
- 3. (条文省略)

第10条(株式取扱規則)

当会社が発行する株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、取締役会<u>において</u>定める株式取扱規則による。

第18条(取締役の員数)

当会社の取締役は、15名以内とする。

(新設)

第19条(取締役の選任の方法)

当会社の取締役は、株主総会において、議決権を 行使することができる株主の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決 議によって選任する。

2. (条文省略)

(新設)

変更案

第4条(機関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会

(削除)

(3) 会計監査人

第9条(株主名簿管理人)

(現行どおり)

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定により定める。
- 3. (現行どおり)

第10条(株式取扱規則)

当会社が発行する株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。

第18条(取締役の員数)

当会社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は、10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第19条(取締役の選任の方法)

当会社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会において、 議決権を行使することができる株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過 半数の決議によって選任する。

- 2. (現行どおり)
- 3. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

第20条(取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終 結の時までとする。

(新設)

(新設)

(新設)

第21条(代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. (条文省略)

3. 取締役会は、その決議により、取締役会長および取締役社長各1名を選定するほか必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、各取締役<u>および各監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第 24 条(取締役会の決議の方法) (条文省略)

2. 取締役会の決議の目的事項にかかる提案について、取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの</u>限りではない。

第20条(取締役の任期)

取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期 は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会の終結の時までとす る。

- 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4. 前条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第21条(代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から</u>代表取締役を選定する。

2. (現行どおり)

3. 取締役会は、その決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から</u>取締役会長および取締役社長各1名を選定するほか必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3日前までに発する。ただし、緊急の必要があると きは、この期間を短縮することができる。

第 24 条 (取締役会の決議の方法) (現行どおり)

2. 取締役会の決議の目的事項にかかる提案について、取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第26条(取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によってこれを定める。

(新設)

第5章 監査役および監査役会

第28条(監査役の員数)

当会社の監査役は、5名以内とする。

第29条(監査役の選任の方法)

当会社の監査役は、株主総会において、議決権を 行使することができる株主の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決 議によって選任する。

第30条(監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終 結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第31条(常勤監査役)

<u>監査役会は、その決議によって、常勤監査役を選</u> 定する。

第32条(監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3日前までに発する。ただし、緊急の必要があると きは、この期間を短縮することができる。

第33条(監査役会の決議の方法)

監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。 う。

第34条(監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第26条(取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、</u>株主総会の決議によってこれを定める。

第28条(重要な業務執行の決定の委任)

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

第35条(監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

第36条(監査役の責任免除)

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、 任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、 取締役会の決議によって、免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、 監査役との間に同法第 423 条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約 に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第6章 会計監査人の責任

第37条(条文省略)

第7章 計算

第 38 条~第 40 条 (条文省略)

(新設)

(新設)

(削除)

(削除)

(削除)

第5章 監査等委員会

第29条(常勤の監査等委員)

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等 委員を選定することができる。

第30条(監査等委員会の招集)

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の 手続きを経ないで監査等委員会を開催することが できる。

第31条(監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項は、法令または定款に 定めがあるもののほか、監査等委員会の定める監査 等委員会規程による。

第6章 会計監査人の責任

第 32 条(現行どおり)

第7章 計算

第 33 条~第 35 条 (現行どおり)

(附則)

第1条(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、会社法第 426 条第1項の規定により、第 34 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって

	免除することができる。
(新設)	第2条(監査役の責任限定契約に関する経過措置) 第34回定時株主総会終結前の監査役(監査役で あった者を含む。)と締結済みの責任限定契約につ いては、なお従前の例による。